

○ 登録検査等事業者等規則（平成九年郵政省令第七十六号）

（傍線部分は改正部分）

改正案		
<p>（点検の実施項目等）</p> <p>第十九条 法第十条第二項、法第十八条第二項第二号若しくは法第七十三条第四項の総務省令で定める点検の実施項目は、別表第七号のとおりとする。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>別表第七号 登録検査等事業者等が行う点検の実施項目（第十九条第一項関係）</p> <p>第一・第二 （略）</p> <p>第三 無線設備</p> <p>一 無線局事項書及び工事設計書に記載された内容と実装との照合</p> <p>（表略）</p> <p>二 電気的特性の点検</p>		
無線局種別及び無線設備名	点検の項目	備考
（略）	（略）	（略）
地上基幹放送局	<p>一 周波数</p> <p>二 占有周波数帯幅</p> <p>三 スプリアス発射又は不要発射の強度</p> <p>四 空中線電力</p> <p>五 総合周波数特性</p>	<p>・ 四については、実効輻射電力又は空中線効果の確認を行うための電界強度測定を含む（衛星補助放送を行う無線局を除く。）。</p> <p>・ 五については、演奏所を有する（演奏所と直結するものを含む。）地上基幹放送局（テレビジョン放送（デジタル放送に限</p>

現行		
<p>（点検の実施項目等）</p> <p>第十九条 法第十条第二項、法第十八条第二項第二号若しくは法第七十三条第四項の総務省令で定める点検の実施項目は、別表第七号のとおりとする。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>別表第七号 登録検査等事業者等が行う点検の実施項目（第十九条第一項関係）</p> <p>第一・第二 （略）</p> <p>第三 無線設備</p> <p>一 無線局事項書及び工事設計書に記載された内容と実装との照合</p> <p>（表略）</p> <p>二 電気的特性の点検</p>		
無線局種別及び無線設備名	点検の項目	備考
（略）	（略）	（略）
地上基幹放送局	<p>一 周波数</p> <p>二 占有周波数帯幅</p> <p>三 スプリアス発射又は不要発射の強度</p> <p>四 空中線電力</p> <p>五 総合周波数特性</p>	<p>・ 四については、実効輻射電力又は空中線効果の確認を行うための電界強度測定を含む（衛星補助放送を行う無線局を除く。）。</p> <p>・ 五については、演奏所を有する（演奏所と直結するものを含む。）地上基幹放送局（テレビジョン放送（デジタル放送に限</p>

る。)及びマルチメディア放送を行う地上基幹放送局を除く。)に限る。

(略)

(略)

(略)

注1～3 (略)

三 (略)

る。)を行う地上基幹放送局を除く。)に限る。

(略)

(略)

(略)

注1～3 (略)

三 (略)